



国土交通省 関東地方整備局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, Kanto Regional Development Bureau

平成29年12月11日(月)
国土交通省関東地方整備局
営繕部

記者発表資料

国土交通省関東地方整備局は、木造庁舎新築工事「木曾森林管理署南木曾支署(H29)新営工事」を入札公告しました。

◆工事概要、参加要件、発注スケジュール

(※詳細は入札情報サービス (ppi) (<http://www.i-ppi.jp/Search/Web/Index.htm>)、長野営繕事務所ホームページ (http://www.ktr.mlit.go.jp/naganoez/naganoez_index008.html) でご確認ください)

○木曾森林管理署南木曾支署(H29)新営工事

- ・工事場所: 長野県南木曾郡南木曾町読書 3650-2
- ・敷地面積: 2,144m²、構造規模: 木造地上 2 階建、延べ床面積: 約 400 m²、庁舎新築 1 棟
- ・工期: 約 11 ヶ月

○参加要件: 企業・配置予定技術者は、以下の施工実績・経験を有することが必要(民間・官公庁工事いずれでも申請可能です)。

- ・建物用途: 戸建住宅、倉庫及び車庫を除く用途。
- ・構造: 木造又は鉄骨造。

○スケジュール: 12 月 20 日申請書受付期限、2 月 1 日開札予定

○発注方式: 総合評価落札方式施工能力評価型 II 型



【外観】

◆本工事で実施する様々な取組み

○本工事は庁舎現地建て替えです。森林管理署は別地に一時移転し、執務者不在で施工することができます。

○施工条件等の円滑な協議

施工計画立案にあたり新たに必要となった調査、工事施工に関して新たに発生した条件等について、監督職員と協議した結果、請負代金額の変更が必要と判断された内容については設計変更の対象となります。

○入札時積算数量書活用方式の適用

入札時に公開する入札時積算数量書について、契約後、同数量書の数量に疑義が生じた場合、協議の上、必要に応じて数量を訂正し請負代金額を変更することができます。

○主任技術者又は監理技術者の扱いについて

現場施工着手までの期間(契約締結の翌日から平成 30 年 3 月 2 日までを予定)は主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しません。

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ・神奈川建設記者会・埼玉県政記者クラブ・長野県庁会見場・長野市政記者クラブ・長野市政記者会

問い合わせ先

国土交通省関東地方整備局 電話 048(601)3151(代表)

営繕部 営繕品質管理官 中島良幸(なかじまよしゆき) 内線 5115

技術・評価課長 田中正晴(たなかまさはる) 内線 5451



【外観】



事務室イメージ

【事務室イメージ】

「木曽森林管理署南木曽支署（H29）新営工事」の概要（参考）

本資料は、本工事の概要をお知らせするための参考資料で、契約図書の一部ではありません。
本工事の詳細な内容に関しては、設計図書及び現場説明書等をご覧ください。

1. 工事の概要

本工事は、木曽森林管理署南木曽支署（長野県木曽郡南木曽町読書 3650-2）において、既存施設の老朽化が著しいため、利用者の安全確保並びに執務環境改善を目的とし、既存庁舎を取りこわした上で同敷地内に木造庁舎の整備を行うものです。

(1) 主な工事内容

- ・庁舎新営（木造 地上2階 延べ面積 458.58 m²）
- ・車庫新営（木造 地上1階 延べ面積 17.82 m²）
- ・工作物（コンクリート塀及び基礎新設）
- ・外構（取りこわし及び新設）
- ・造園（取りこわし及び新設）
- ・既存庁舎取りこわし（木造 地上2階 延べ面積 907 m²）
- ・上記工事にかかる電気設備、機械設備工事 一式

(2) 施工時期、施工時間、施工手順（想定）

- ・現場説明書説明事項その2（営繕工食用）－現場及び技術に関する事項 [工程関係] 参照
- ・通行者の安全を確保するため、交通誘導員の人員を計上しています。（現場及び技術に関する事項 [交通誘導警備員] 参照）
- ・周辺地域に対する騒音、振動等の対策として、既存庁舎取りこわし期間の外部足場に防音シートを設置しています。安全対策として、万能鋼板による仮囲いを設置しています。その他の仮設、作業範囲等については、図 KK-01 を参照してください。

2. 実態を踏まえた積算の運用、施工条件等の円滑な協議等

本工事において、以下の取組みを実施しています。

(1) 実態を踏まえた積算の運用

予定価格の算出にあたり、本人負担分の法定福利費相当額を反映した「公共工事設計労務単価」を用いるとともに、法定福利費相当額が反映された見積書式の活用を行う等、実態を踏まえた価格設定を行います。

(2) 施工条件等の円滑な協議

施工計画の立案にあたり新たに必要となった調査、工事施工に関して、新たに発生した条件等について監督職員と協議した結果、請負代金額の変更が必要と判断された内容については、設計変更の対象となります。

(3) 工事関係図書等の効率化

本工事は、受発注者相互の業務の効率化と品質向上を目的とし、「工事関係図書等の効率化」を行う工事です。工事関係資料の重複提出を避けるとともに、真に必要な最小限の工事関係図書等の作成及び管理を重点的に行うこととし、効率化できる書類について監督職員と協議した上で書類作成等を行うこととなります。工事関係書類一覧表は次の URL よりダウンロードすることができます。 <http://www.ktr.mlit.go.jp/eizen/gijyutu/index00000001.html>

(4) 主任技術者又は監理技術者の扱いについて

現場施工に着手するまでの期間（契約締結の翌日から平成 30 年 3 月 2 日までを予定）は、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しません。

なお、本工事の契約期間内において主任技術者又は監理技術者の配置は要しますので、本工事の契約期間内に別工事において「専任」で配置されている者は、主任技術者又は監理技術者として配置できません。

また、上記について、変更が生じた場合には、監督職員と協議を行って下さい。

(5) 入札時積算数量活用方式の適用

本工事は、入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関して確認及び協議を行うことができる「入札時積算数量活用方式」を適用します。

(6) 共通費

共通費(共通仮設費、現場管理費、一般管理費等)については、「公共建築工事共通費積算基準」を用いて算出しています。なお、電気設備工事及び機械設備工事については「公共建築工事積算基準等資料」P4第3編共通費 第1章共通事項「3 建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のいずれかの主たる工事と主たる工事以外の工事を一括して発注する場合の算定」としています。

国土交通省ホームページからダウンロード可能(下記アドレス)

- ・「公共建築工事共通費積算基準」(参考)
http://www.mlit.go.jp/gobuild/ki_jun_touituki_jyun_kyoutuui_sekisan.htm
- ・「公共建築工事積算基準等資料」(参考)
http://www.mlit.go.jp/gobuild/shiryuu_sekisan_unnyou.htm